

和歌山地方法務局からのお知らせ

登記相談は**予約制**により行っています。

和歌山地方法務局では、登記相談は、待ち時間なく相談いただけるよう予約制により行っています。

相談を希望される登記所の窓口又は電話で、ご希望の日時をお知らせください。

予約による登記相談日時

【登記部門】

月曜日から金曜日（祝日・年末年始は除く。）

午前9時00分から午前11時30分まで

午後1時00分から午後4時30分まで

【支局・出張所】

各支局、出張所に直接お問い合わせください。

予約先

登記部門	073-422-5131 音声ガイダンスに従い、①番を選択後、②番を選択してください。
橋本支局	0736-32-0206 音声ガイダンスに従い、②番を選択してください。
田辺支局	0739-22-0698 音声ガイダンスに従い、②番を選択してください。
御坊支局	0738-22-0335 音声ガイダンスに従い、②番を選択してください。
新宮支局	0735-22-2757 音声ガイダンスに従い、②番を選択してください。
湯浅出張所	0737-62-2534 音声ガイダンスに従い、②番を選択してください。
岩出出張所	0736-62-2318 音声ガイダンスに従い、②番を選択してください。

<裏面もご覧ください>

登記相談を利用される皆様へ お知らせ

1. 予約の際に、相談される方のお名前及び相談内容をお伺いします。
2. 登記相談では、登記申請書の書き方や申請に必要な書類等についての説明をいたします。
3. 登記申請書等は、申請される方ご自身で作成することになります。登記相談担当者が登記申請書等を作成する行為は、法律に違反するためできません。
4. 登記相談では、作成された登記申請書の審査は行いません。
5. 相談の際は、関係する書類をお持ちください。
現在の登記事項を確認する必要がある場合、登記事項証明書又は登記事項要約書を取得していただくことがあります。
6. 相談の際は、予約時間の5分前までにお越しいただき、窓口に備え付けてある「登記相談票」に必要事項をご記入の上、担当者の案内があるまでお待ちください。
7. 相談時間は、20分以内とさせていただきます。
継続して相談される方は、相談終了時に次回の相談予約をしていただきます。
8. 予約をキャンセルする場合は、事前にご連絡をお願いします。
9. 司法書士や土地家屋調査士などの資格を持たない者が他人の依頼を受けて登記申請書を作成したり、代理人として登記申請をする行為は、法律に違反する場合があります。

<表面もご覧ください>